

# 県外からテレワーク移住された方に テレワークに必要な資機材経費を補助します！

最大 **10万円**  
補助します

## ■対象者

1. 転入の日の前日まで1年以上継続して県外に居住し、かつ、次のいずれかに該当するものであること。  
ア 県外に存する企業等に在職している被雇用者であって、転入し、テレワークにより当該就労を継続していること。  
イ 県外に存する企業等を経営する法人経営者であって、転入し、テレワークにより当該法人の経営を継続していること。  
ウ 県外において事業活動を行う個人事業主であって、転入し、テレワークにより当該事業を継続していること。
2. 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの期間に、県外から県内の市町村に転入していること。
3. 本補助金の交付申請時において、県内への転入後1か月以上経過していること。
4. 本補助金の交付申請の日から1年以上継続して県内に居住する意思があること。

## ■補助対象経費

<テレワークに必要な下記費用>

- ・情報通信機器の購入費
- ・通信契約に係る手数料
- ・オンライン会議周辺機器の購入費
- ・Web会議用チェア等オフィス用品の購入費
- ・その他のテレワークに必要な費用

## ■補助対象経費算定期間

転入日の前後1か月

## ■申請書類

- ・補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・世帯全員の転入後の住民票の写し
- ・世帯全員の移住前の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し
- ・日付が確認できる領収書その他の補助対象経費の支払及び内訳を証する書類の写し、装備時の写真
- ・誓約書及び同意書（様式第3号）
- ・その他、知事が必要と認める書類

【対象者ごと必要書類】

- ⑦被雇用者の場合は、
  - ・勤務先の在職証明書（様式第2号）及び勤務先にテレワーク制度があることを確認できる書類
- ⑧法人経営者の場合は、
  - ・履歴事項全部証明書の写し等のテレワークで事業活動を実施していることを確認できる書類
- ⑨個人事業主の場合は、
  - ・開業届出済証明書の写し等のテレワークで事業活動を実施していることを確認できる書類

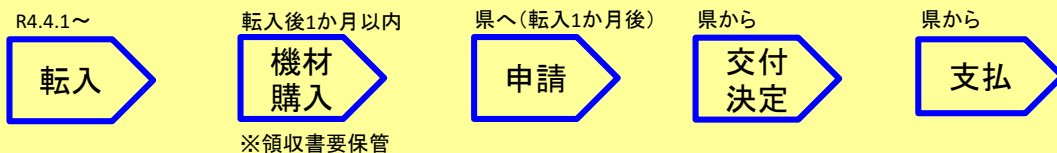
## ■申請期限

令和5年3月15日(水)まで

## ■留意事項

- ・予算が上限に達した場合、終了します。
- ・申請にあたり諸条件があります。ホームページよりご確認ください。
- ※ホームページは下記参照

## 《テレワーク移住準備補助金受給までの流れ》（標準）



【お問い合わせ先】

山形県くらすべ山形魅力発信課

〒990-8570 山形市松波2-8-1

TEL:023-630-3407

FAX:023-630-2130

山形 テレワーク移住準備

